

労働者派遣法第30条の4第1項の協定(※)を締結していますか
どちらかを☑してください。

締結している

事業報告書に労使協定を添付してください

締結していない

労働者派遣の実績がある場合には、「派遣先均等・均衡方式」によって派遣労働者の待遇を決定しているか、再確認をお願いします。

※労働者派遣法第30条の4第1項の協定

同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。